

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人島根大田青年会議所 (Shimane Oda Junior Chamber of Commerce Inc.以下「本会議所」という。) と称する。

(事務所)

第 2 条 本会議所の事務所は、島根県大田市大田町に置く。

(目 的)

第 3 条 本会議所の目的は次のとおりとする。

- (1) 経済、社会、文化等に関する諸問題を調査研究して、国内諸団体と協力し日本経済の正しい発展を図ること。
- (2) 指導者訓練を基調とした修練社会奉仕および会員の連携を計ること。
- (3) 国際青年会議所の機構を通じ、国際的理解及び親善を助長し、世界の繁栄と平和に寄与すること。

(運営の原則)

第 4 条 本会議所は特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

(事 業)

第 5 条 本会議所は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の個人的修練及び相互の親睦に関する事業
- (2) 産業経済及び文化に関する研究並びにその改善発達に関する研究並びにその成果の実践
- (3) 社会奉仕事業及び青少年問題に関する事業
- (4) 国際青年会議所、社団法人日本青年会議所並びに国内国外の青年会議所及びその他の諸団体との相互の理解と親睦を増進する事業
- (5) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

(細 則)

第 6 条 この定款の施行に関する細則は理事会の決議をもって定める。

第2章 会 員・会 費

(会員の種類)

第 7 条 本会議所の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員

(会員の資格)

第 8 条 正会員となる資格を有する者は、大田市及びその隣接町内に居住又は勤務する満20以上40歳未満の品位ある青年とする。ただし、年度中に上記制限年齢に達したときは、その年度内は制限年齢を超えて正会員の資格を有する。

2. 正会員は総会に於て各1個の議決権を有し、本会議所役員及び日本青年会議所

役員並びに委員に選任される資格を有する。

3. 本会議所に入会を希望する者は、正会員2名以上の責任ある推薦により別に定める社団法人島根大田青年会議所会員資格規程（以下「会員資格規程」という。）に基づき、所定の入会手続きにより申込まなければならない。入会の諾否は理事会の決定による。
4. 特別会員となる資格を有する者は、正会員であった者で第1項の年齢要件をみたさなくなったため、正会員でなくなった者とする。
5. 特別会員に関する細目は会員資格規程による。

（入会金及び会費）

第9条 正会員になろうとする者は、入会金を納付しなければならない。

2. 正会員は、会費を納付しなければならない。
3. 入会金及び会費の額及びその徴収方法については会員資格規程に定めるところによる。

（退会及び拋出金品の不返還）

第10条 退会を希望する会員は退会届を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 年度の途中で退会しても既納の会費及び入会金は返納しない。また、会費納入前に退会を届け出てもその年度の会費は納入しなければならない。但し不可抗力による退会の場合はこの限りでない。

（除名）

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- （1） 本会議所の体面を傷つけ又は趣旨に反する行為のあったとき。
- （2） 会費納入義務を履行しなかったとき。
- （3） 正会員について正当な理由がなくして出席義務を履行しないとき。
- （4） その他会員として適正でない認められたとき。

第3章 総 会

（総会の議決事項）

第12条 次の事項は総会の議決を経なければならない。

- （1） 定款の変更
- （2） 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- （3） 事業報告及び収支決算の承認
- （4） 役員を選任及び解任
- （5） 本会議所の解散及び残余財産の処分方法に関する事項
- （6） 次に掲げる諸規程の設定、変更及び廃止

イ （社）島根大田青年会議所運営規定（以下「運営規定」という。）

ロ （社）島根大田青年会議所役員選任規定（以下「役員選任規定」という。）

ハ 会員資格規程

ニ その他の規定及び規則

(7) その他特に重要な事項

(総会の種類及び召集)

第13条 総会は定時総会と臨時総会の2種類とする。定時総会は毎年1月及び8月、臨時総会は理事長が必要と認めた時或いは4分の1以上の正会員が会議の目的事項を示し請求した場合理事長がこれを召集する。

2. 総会は、理事長がその議長となる。

3. 総会の招集は少なくとも10日前迄に各会員に対し、総会の目的たる事項、内容、日時及び場所につき、その通知を発しなければならない。

(総会の成立及び議事)

第14条 総会は正会員の3分の2以上の出席により成立しその議事は、出席正会員の過半数で可決する。但し、定款の変更及び本会議所の解散の議決は、出席正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

2. 可否同数のときは、議長がこれを決する。

委任状による出席及び議決権の行使は正会員に委任した場合に限り有効とする。

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席正会員の数

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には議長のほか出席正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名、捺印しなければならない。

(例会)

第16条 本会議所は運営規程の定めるところにより毎月1回以上例会を開く。

第4章 役員

(役員の種類)

第17条 本会議所に次の役員を置く。

理事長 1名

直前理事長 1名

副理事長 5名以内

専務理事 1名

理事 8～20名（理事長、副理事長、専務理事を含む）

監事 2名

(役員資格及び任免)

第18条 役員は本会議所の正会員でなければならない。

2. 役員を選任の方法に関しては、別に定める役員選任規定による。

(役員任期)

第19条 役員任期は毎年1月1日より同年12月31日迄とする。ただし、補欠役員
の任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。
3. 役員は辞任又は任期満了後においても後任者の就任までは引き続きその職務を行わなければならない。

(役員任務)

第20条 理事長は本会議所を代表し、所務を総理し理事会を招集してその議長となる。

2. 直前理事長は、理事会に出席する。ただし理事会に於ける議決権を有しない。
3. 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるときはあらかじめ指定された順位に従ってその職務を代行する。
4. 専務理事は事務局を統轄する。
5. 理事は理事会を構成し所務を処理する。
6. 監事は民法第59条の職務を行う。

第5章 理 事 会

(構成)

第21条 理事会は理事をもって構成する。

2. 直前理事長及び監事は、理事会に出席し意見を述べるができる。ただし議決権は有しない。

(議決事項)

第22条 理事会は、この定款に定めるもののほか次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事
- (3) 委員会の業務執行に関する事項
- (4) その他業務の執行に関する事項

(招集)

第23条 理事会は会日の5日前迄に通知を發して理事長が招集する。

2. 臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに理事長が招集する。

(議長)

第24条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(定足数)

第25条 理事会は理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(議事録)

第27条 第15条の規定は理事会の議事録について準用する。

第6章 委員会

(委員会の設置)

第28条 本会議所は、その目的達成に必要な重要事項を研究審議、実施するために委員会を置く。

2. 委員会の設置は運営規程による。

(委員の任命)

第29条 委員会は委員長1名、副委員長1名及び委員若干名をおく。

2. 委員長は理事長が理事会の承認を得て任命し、副委員長及び委員は、正会員の内から理事会の承認を得て委員長が任命する。

第7章 事務局

(事務局の設置)

第30条 本会議所の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局には専務理事1名及び職員若干名を置く。

3. その他事務局に関して必要な事項は理事会の議を経て別に定める。

第8章 資産及び会計等

(資産の構成)

第31条 本会議所の資産は次に掲げるものをもって構成する。

(1) 本会議所設立当初の寄附に係る別紙財産目録記載の財産。

(2) 会費及び入会金

(3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生ずる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第32条 資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支出)

第33条 本会議所の経費は資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第34条 本会議所の収支予算は年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後1ヶ月以内にその年度末財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第35条 本会議所の会計年度は毎年1月1日に始まり同年12月31日に終了する。

(決算関係書類の提出)

第36条 理事長は事業年度毎翌年1月に開かれる定時総会の会日の1週間前迄に前事業年度における次の書類を作成し監事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 貸借対照表

- (3) 収支決算書
- (4) 財産目録
- 2. 監事は前項の規定により書類の送付を受けたときはその定時総会の前日迄に意見書を理事長に提出しなければならない。
- 3. 理事長は、前項の監事の意見を添えて第1項の書類を前記の定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。
- 4. 理事長は、毎事業年度前記定時総会の会日の1週間前迄に前項の書類を事務局に備えておかねなければならない。
- 5. 理事長は、会員が前項の書類の閲覧を求めたときは正当な理由がなくこれを拒んではならない。
- 6. 理事長は、本会議所の定款その他の書類、予算、決算関係書類を島根県関係機関へ提出しなければならない。
- 7. 理事長は、毎事業年度終了後遅滞なく前項の書類を地区担当理事及び地区担当常任理事を経て日本青年会議所会頭に提出しなければならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

- 第37条 この定款を変更しようとする場合は、総会において出席正会員の3分の2以上の同意を得、主務官庁の認可を得なければならない。
- 2. この定款を変更した場合は、理事長はただちに変更後の定款を社団法人日本青年会議所会頭へ提出しなければならない。

第10章 解散及び清算

(解散)

- 第38条 本会議所は民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。
- 2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、出席正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(清算人の選任)

- 第39条 前条による解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(財産の処分方法)

- 第40条 清算人は、就任の日より6ヶ月以内に財産処分その他清算の方法を定め総会の決議を得なければならない。

(解散後に於ける会費の徴収)

- 第41条 本会議所は解散後であっても総会の議決によりその債務を完済するに必要な限度において会費を徴収することができる。

(残余財産の帰属)

- 第42条 解散のときに存する残余財産は総会の決議を経、かつ主務官庁の許可を得て本会議所と目的を同じくする公益法人、その他の団体に寄附する。

第11章 雑 則

(定款その他の書類の備付)

第43条 理事長は、定款、諸規程、総会議事録等を本会議所事務局に備えて置かなければならない。

2. 理事長は、会員が前項の書類の閲覧を求めたときは正当な理由がなくて、これを拒んではならない。

附 則

1. この定款は昭和54年11月21日より施行する。